

ての學校當局が學生に各種の自由を容認するとは夢想だに出来ないことである。それは資本主義制度の存続する限り、勞働者階級の解放が完全に出来ないと同様である。學校は、又文部當局は、現下學生の澎湃たる自主的運動に對して×以外に何事も出来なくなつた事を、今や自ら告白したのである。それは、階級間の關係がこゝまで尖鋭化し來つた事を如實に物語るものである。

だが他方學生の此の要求は如何なる彈壓の「スツルム ウント ドランゲ」にも逆つて益々擴大されて行くであらうし、又それは相對的に充たされては行く。國際プロレタリアートは、一世紀の闘争に於て、現在或種の自由を獲得して來た。同様に學生も、彼等の闘争に於て、或種の自由を獲得するであらう。それは力の相對的關係に比例する。最も永き斷乎たる闘争の經驗を有する帝大が、現在に於ても尙その地歩を確保して譲らないのを見よ。

だが完全なる自由は——、それは一つの轉換を必要とする。(一九二九・六・二四)

學校に於ける商議員制の研究

森 山 二 郎

學校に商議員會を設けることの如何に就いて、かつて或る席上に意見が出た、その直後現行商議員會がどういふ性質のものであるかを調べたことがあるから左に摘録して見る、これに關する自分の考へは茲には遠慮して暫く諸君の御一考を願ふための御參考に供することゝしたい。

商議委員なるものは文部省直轄諸學校官制第十九條によつて文部大臣から命ぜられる、その第十九條といふのは第十九條 文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ學校ニ商議委員ヲ設クルコトアルベシ ソノ委員ハ文部大臣之ヲ命ズ乃で、現在商議員制度のある學校は次の諸校である。

東京高等工業學校

大阪高等工業學校

桐生高等工業學校

横濱高等工業學校

明治専門學校

長岡高等工業學校

秋田鑛山専門學校

東京高等商船學校

神戸高等商船學校

東京外國語學校

東京美術學校

東京盲學校

東京聾啞學校

高等師範學校

而して、これらの學校の商議委員會の規程は夫々多少異なつて居て、茲に全部を擧げるとは紙面も許さないしそのまた必要もないと思ふので、お馴染の桐生高工の規程全文を擧げて見る。

桐生高等工業學校商議委員會に關する規程（大正十二年三月三日文部省訓令）

第一條 文部省直轄諸學校官制第十九條ニ依リ桐生高等工業學校ニ商議委員會ヲ置ク

第二條 商議委員は左ノ人員ヲ以テ之ニ充ツ

一、文部部内高等官 二名

二、農商務部内高等官 一名

三、教育又ハ實業ニ關シテ知識經驗アル者 五名以上十名以下

第三條 商議委員會ハ學校長之ヲ開キ文部大臣ノ諮問スル事項又ハ學校長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ審議スルモノトス

但シ商議委員ニ於テ意見アルトキハ之ヲ議案トナスコトヲ得

第四條 商議委員會ノ議事ニ關スル規程ハ委員會ニ於テ之ヲ議定スルコトヲ得

第五條 商議委員會ノ決議ハ學校長之ヲ文部大臣ニ報告スベシ

各校の規程は異なつてはゐるけれども、その間に自ら共通な點がある、その各校規程の要點を拾つて見ると次のやうなことになる。

商議委員會規程の要點

1、商議委員ハ三名以上七名以下トシ學校長ノ推薦ニ依リ文部大臣之ヲ命ス（高師第二條）

2、商議委員ノ會議ニ附スヘキモノハ學科課程重要ノ諸規則經費ノ豫算其他本校ノ利害消長ニ關スル事項トス
但學校長ノ見込ニ依リ尙此ノ他ノ事項ヲ會議ニ附スルコトヲ得（同前第三條）

3、商議委員會ノ議案ハ學校長之ヲ提出スルモノトス（同前第四條）

4、商議委員會ハ學校長ヲ以テ會長トシ委員半數以上出席スレハ議事ヲ結了スルコトヲ得（同前第五條）

5、商議委員ハ五箇年ヲ以テ任期トス任期滿ツル後時宜ニ依リ更ニ勤續ヲ命スルコトアルヘシ（同前第六條）

6、商議委員會ハ文部大臣ノ諮問アルトキハ意見ヲ陳述スヘシ（東京高工第四條）

7、商議委員會ノ會議ハ學校長之ヲ開キ其議案ヲ提出スルモノトス

但商議委員ノ意見アルトキハ之ヲ議案トナスコトヲ得（同前第五條）

8、商議委員會ノ議事ニ關スル規程ハ委員會ニ於テ之ヲ議定スルコトヲ得（同前第六條）

9、商議委員ノ任期ハ任命ノ年ヨリ第五年目ノ十二月ヲ以テ終ルモノトス但シ大阪府高等官ヨリ任命セラレタル者ノ任期ハ其ノ在職中トス

10、商議委員會ノ決議ハ學校長之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

次に、委員の顔ぶれはどんなものであるか、これを數校に就いて見れば次の如きものがある。
各校委員

○東京高工

文部省又ハ其ノ所屬高等官

三名

商工省高等官

三名

商工業ノ經驗アル者

三名以上七名以下

○大阪高工

大阪府高等官

一名

商工業ノ經驗アル者

五名以上十名以下

○桐生高工

文部々内高等官

二名

商工部内高等官

一名

教育又ハ實業ニ關シ智識經驗アル者

五名以上十名以下

○長岡高工

文部々内高等官

二名以内

長岡市長

一名

長岡商業會議所會頭

一名

教育又ハ實業ニ關シ智識經驗アルモノ

三名以上七名以内

○横濱高工

神奈川縣知事又ハ其ノ他神奈川縣高等官 一名

横濱市長又ハ其ノ他横濱市吏員 一名

商工業ノ經驗アル者 三名以上七名以下

○明治専門

福岡縣高等官 一名

元財團法人私立明治専門學校協議會員タリシ者

教育又ハ實業ニ關シ智識經驗アル者 五名以内

○秋田鑛山

文部々内高等官 二名以内

商工部内高等官 一名

鑛業ニ關シ智識經驗アル者 十名以内

秋田縣高等官 一名

秋田市長 一名

秋田商工會議所會頭 一名

各々夫々に特徴があつて面白い。

意見は言はないつもりだったが、校長としてはやはり難しいこともあらう、又一面學校のためになる點も多々あらう、一得一失は何事にも付纏ふことであるからそこを一つ御考へ願ひたい。以上